



## 内閣府公益認定等委員会

詳しい公益法人制度の内容や申請手続については

国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト

公益法人*i*nformation

をご覧ください。

<https://www.koeki-info.go.jp/>



## 目 次

- P.2 令和8年 新年の御挨拶
- P.3 公益信託ガイドラインを公表しました！
- P.4 令和6年 「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」について
- P.5 内閣府と地方所管法人等との対話（近畿ブロック）
- P.7 新しい公益信託制度説明会の開催について
- P.8 新規認定法人のご紹介
- P.10 公益認定申請・法人運営相談等について

公益認定等委員会だより



内閣府公益認定等委員会委員長  
清水 新一郎

## 令和8年 新年の御挨拶

新年明けましておめでとうございます。

令和8年の年頭にあたり、まずは、日々公益活動に取り組んでおられる公益法人関係者の方々、また、寄附や活動への参加などを通じて、公益法人をあたたかく御支援くださっている多くの皆様に、厚く御礼を申し上げます。

昨年は、20年ぶりの日本での国際博覧会となった大阪・関西万博や、日本での初開催となったデフリンピックなどの国際的なイベントが民間公益活動にも支えられながら開催され、様々な分野において公益法人の活躍を実感した一年でした。

公益法人制度においては、昨年4月から改正法に基づく新たな制度が開始しました。新制度では「民による公益活動」の担い手である公益法人にとって、法人の経営判断による資金の活用や事業の展開が一層行いやすくなるよう、財務規律の見直しや行政手続の合理化が進められるとともに、透明性とガバナンスの向上により、公益法人が国民から一層信頼される存在となることを目指しています。

そして本年4月からは、約100年ぶりの制度改革によって使いやすい制度となった新しい公益信託制度が施行され、民間公益活動の選択肢が増えてまいります。

公益認定等委員会は、「民間公益活動の活性化により、社会的課題の解決に向けた取組を促進すること」をミッションとして、新たな公益法人制度と公益信託制度の下で、民間公益活動がますます活性化し、国民の皆様から広く支えられていくよう、法令に基づく審査・監督に加え、本年も積極的な情報提供や関係者との対話に取り組んでまいります。

皆様におかれましては、今後とも、全国各地の公益法人の活動に引き続きの厚い御支援をいただきたく、また、内閣府公益認定等委員会及び都道府県の合議制機関の活動に対し、御理解を賜れば幸いです。

本年が皆様にとって良い年となるよう祈念しまして、新年の御挨拶といたします。

令和8年1月1日

# 公益信託ガイドラインを公表しました！

○ 公益信託制度の運用について、パブリック・コメント(11月6日～12月5日に実施)への意見や、新たな公益信託制度の施行準備に関する研究会の議論を踏まえ、**12月19日の公益認定等委員会において「公益信託ガイドライン」を決定**し、公表しました。



## ガイドラインの構成 (※公益法人のガイドラインと同様の構成)

章(タイトル)	主な内容
第1章 基本的事項(総則)	ガイドラインの目的、ガイドラインにおける基本的な考え方、公益行政の基本的な考え方 等
第2章 公益事務該当性の判断	審査に当たっての確認事項・判断基準、類型毎の具体的な当てはめ 等
第3章 公益信託認可基準等	認可基準(公益信託の目的、受託者の経理的基礎及び技術的能力 等)、欠格事由
第4章 公益信託認可の申請等	信託行為の記載、認可申請や変更認可・届出・併合等の手続 等
第5章 公益信託の財務規律・情報開示・会計等	財務規律(中期的収支均衡等)、定期提出書類の記載事項 公益信託の会計 等
第6章 監督	監督の基本方針、定期提出書類の確認 報告徴求・立入検査の実施方針、等
第7章 移行認可 (公益信託法附則関係)	既存の公益信託に係る経過措置、移行認可の申請手続 等

○ 併せて、パブリック・コメントの結果(計71件)と、寄せられた意見に対する内閣府の回答を公表しています。

[パブリック・コメント関係の詳細はこちら→](#)



内閣府公益信託  
イメージキャラクター  
「こうえきしんたくん」

新公益信託制度の施行まで残り3か月！  
【公益の増進】【活力ある社会実現】という公益信託法の目的が達成できるよう、今後は

=====

- ①都道府県の担当者・公益信託の活用を検討されていらっしゃる方への説明会の開催
- ②申請のための手引きや、公益信託の契約イメージの作成
- ③「公益信託制度」の周知広報

=====

これらを中心に、様々な取り組みを行っていきます！

僕も積極的に使って欲しいな！  
※「こうえきしんたくん」はどなたでもお使いいただけます！

# 令和6年 「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」 について

## はじめに

「公益法人の概況及び公益認定等委員会の活動報告」は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第48条及び第57条の規定に基づき、公益認定等委員会の事務処理状況、公益法人の活動の状況、公益法人に対して行政庁がとった措置その他の事項についての報告、調査を行った結果を取りまとめたものです。

今般、都道府県の協力を得て、内閣府において、全行政庁(内閣府及び都道府県)分の公益法人の概況を取りまとめ、また、各都道府県に設置されている合議制の機関の事務処理状況に関するデータについても、公益認定等委員会の事務処理状況に関するデータと併せて収録し、公表しました。

## ポイント1

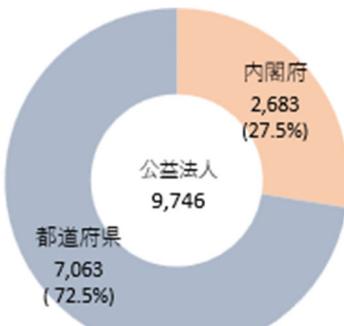
### 公益法人総数は、9,746法人

令和6年12月1日現在の公益法人の総数は9,746法人となり、前年同日の9,711法人に比べて35法人の増となりました。

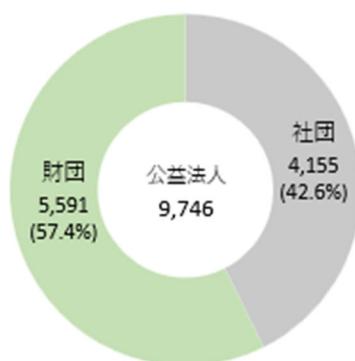
令和5年12月1日から令和6年11月30日の1年間に新たに公益認定を受けた一般法人は、内閣府認定が47法人、都道府県認定が31法人でした。

#### 〈公益法人の内訳〉

##### 認定行政別



##### 社団・財団別



## ポイント2

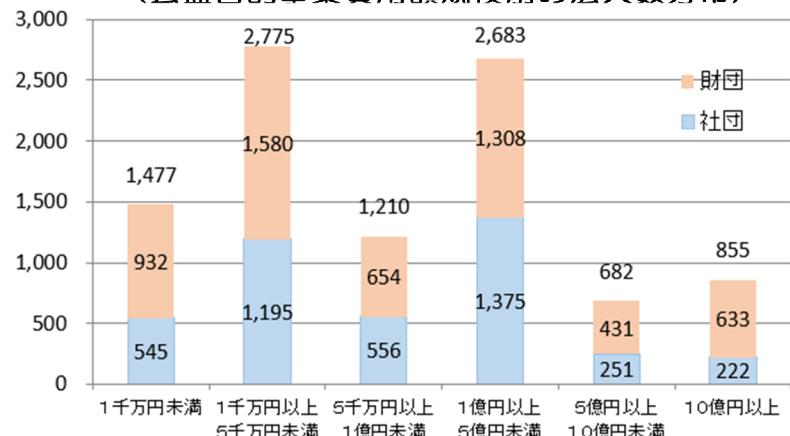
### 公益法人の公益目的事業費用の総額は約6.3兆円

公益法人の年間の公益目的事業費用(注1)の総額は、約6兆3,217億円でした(注2)。前年の約6兆1,622億円(注3)に比べて、約1,594億円増えています。

公益目的事業費用額の規模別では、全体の5割以上の法人が、以下2つの分類で占めています。

「1千万円以上 5千万円未満」 28.7%  
「1億円以上 5億円未満」 27.7%

#### 〈公益目的事業費用額規模別の法人分布〉



注1：公益法人が公益目的事業を実施するために支出した費用のこと。

注2：令和6年12月1日時点の入力確認済みデータによる。

注3：令和5年12月1日時点の入力確認済みデータによる。

公益法人informationに、報告書の全体を掲載しています。併せてご覧ください。

[https://www.koeki-info.go.jp/outline/koueki\\_toukei\\_n4.html](https://www.koeki-info.go.jp/outline/koueki_toukei_n4.html)

# 内閣府と地方所管法人等との対話 (近畿ブロック)

内閣府公益認定等委員会では、令和7年11月27日から28日にかけて、和歌山県和歌山市を訪れ、湯浅委員及び石津委員出席のもと、「公益法人等との意見交換」(和歌山県所管3法人との対話)などを行いましたので、その様子を紹介します。



## 1 内閣府と地方所管法人等との対話

### ＜公益法人等との意見交換＞

和歌山県の3法人にお集まりいただき、それぞれの活動内容を伺うとともに、全体で意見交換を行いました。

各法人からは活動概要説明のほか、事業・法人運営でご苦労されている点等についてご説明をいただきました。また、寄附を通じた活動の課題などについてもご意見を伺いました。  
(各法人の事業内容詳細は次ページでご紹介します)



公益財団法人琴ノ浦温山荘園様



公益財団法人南方熊楠記念館様



公益財団法人島財団様

## 2 近畿ブロック会議 (滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県)

ブロック会議では、「内閣府公益認定等委員会委員と府県合議制機関委員との意見交換」、「公益法人事務主管課長会議」を開催しました。また、合わせて「公益信託制度」の説明や「寄附の促進等に関する意見交換」も行いました。

意見交換では、小規模な法人の運営、指導監督に関する課題や今後の立入検査についての考え方の共有などについて活発な議論が行われました。

主管課長会議では、新制度対応として事業報告書への記載事項の確認や、外部理事・監事の要件等事務手続きの確認などについて意識の共有が図られました。



会議の様子



「寄附の促進に関する意見交換」では、各府県から、クラウドファンディングの好事例や、電子マネーや銀行の提携などの、様々な手法を用いた寄付集めの工夫例などの報告がありました。

幹事県として大変お世話になった和歌山県を始めとする各府県の合議制機関委員及び事務担当者の皆様には、あらためて感謝申し上げます。

### 3 「公益法人等の意見交換」にご参加いただいた公益法人のご紹介

#### 公益財団法人 琴ノ浦温泉山荘園

##### 事業の概要

###### 公1事業：

名勝の庭園及び重要文化財の建物の維持管理を行い、広く一般に公開し、地域社会の健全な発展に寄与する事業

###### 収1事業：

賃貸事業等

設立年月日：昭和17年1月

移行年月日：平成23年6月



ホームページ：

<https://www.onzanso.or.jp>

新田長次郎翁が残された庭園  
・文化財を後世に残すための  
ご苦労、地元海南市との連携  
イベントなどのお話を伺いました。



ひいなあそび



茶室（鏡花庵）

#### 公益財団法人 南方熊楠記念館

##### 事業の概要

###### 公1事業：

南方熊楠の遺した文献、標本類を整理  
保存し、館内に展示して一般に公開

###### 公2事業：

熊楠の顕彰を図るための教育及び啓発  
1 講座・ゼミナールの開催  
2 特別展、自然観察教室等の開催

###### 収1事業：

南方熊楠関連書籍の販売、  
当館オリジナルグッズ  
として絵葉書等を作成し販売

設立年月日：昭和41年4月

移行年月日：平成24年6月

ホームページ：<https://www.minakatakumagusu-kinenkan.jp/>

活動説明では、南方熊楠が残された、  
数々の業績を後世に残すための記念  
館運営事業や、小学生への自然観察  
会等の教育啓発事業の内容について  
お話しを伺いました。



昨年は開館60周年  
記念のイベントも多  
く行われました。

#### 公益財団法人 島財団

##### 事業の概要

公1事業：未来の科学技術の進歩を担う  
人材育成

公2事業：育英奨学金の給付

設立年月日：平成30年7月

移行年月日：令和元年5月



島ものづくり塾（小学生：累計塾生338  
名を輩出）や海外留学奨学金事業など、  
これまで地域の科学技術振興に貢献され、  
活動されているお話しを伺いました。



島ものづくり塾の様子

ホームページ：<https://shimazaidan.or.jp/>

# 新しい公益信託制度説明会 の開催について

## 参加費無料・事前予約制

今般、公益信託制度が抜本的に見直され、民間の公益活動のより身近なツールとなりました。

新しい公益信託制度について、内閣府より公益信託関係者、今後新しい公益信託の展開を考えている方向けの説明会・ワークショップを開催します。

沢山の皆様のご参加をお待ちしております。

### 日程・会場

名古屋	1/28(水)	ウィルあいち (愛知県名古屋市東区上豊杉町1番地)
広島	2/13(金)	RCC文化センター貸会議室 (広島県広島市中区橋本町5-11)
福岡	2/19(木)	エイムアテイン博多駅前貸会議室 (福岡県福岡市博多区博多駅前3-25-24 八百治ビル5F)
仙台	3/4(水)	仙都会館 (宮城県仙台市青葉区中央2-2-10 仙都会館ビル7F)
東京	3/12(木)	ビジョンセンター田町 (東京都港区芝5-31-19ラウンドクロス田町)

### 内容

午前:公益信託制度説明会(10:30~12:30) 定員50名  
午後:ワークショップ(13:30~15:30) 定員10個人又は法人

### 申込方法

右記二次元バーコードから受付  
フォームページにアクセスし、  
必要事項をご記入いただき、お申  
し込みください。



名古屋会場



広島会場

その他注意事項は以下のURL掲載の「説明会チラシ」をご確認ください

名古屋会場 <https://www.koeki-info.go.jp/commissions/documents/qastm7m1ko.pdf>  
広島会場 <https://www.koeki-info.go.jp/commissions/documents/rhgyk4oahx.pdf>

- 受付フォームは業務委託先設置サーバとなります。
- 広島以降の受付フォームは、公益法人information(<https://www.koeki-info.go.jp/>)で随時お知らせいたします。
- 受付順で定員に達した時点で受付終了となります。あらかじめご了承ください。
- ワークショップへの参加を希望される方は午前の「公益信託制度説明会」の参加が前提となります。ワークショップのみの参加申込はできませんのでご注意ください。ワークショップについては、1法人あたり2名を上限とさせていただきます。

# 新規認定法人のご紹介

新たに認定を受けた公益認定法人の活動内容についてご紹介します。

## 公益財団法人アライ祈念財団(令和7年10月15日認定)

### 【事業目的(定款内容)】

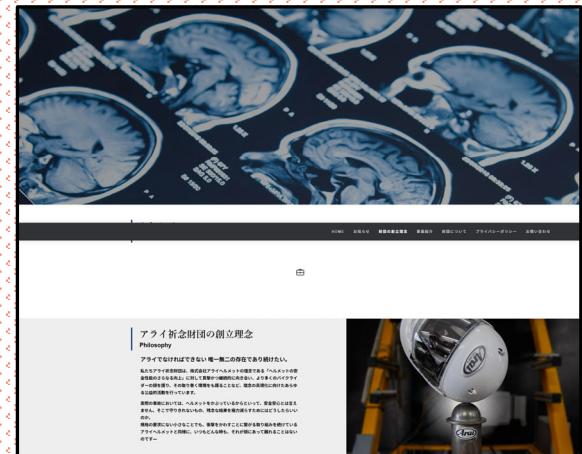
当財団は、バイク事故及びヘルメットの安全性に関する研究に対する助成等を行い、バイクライダーの事故被害の低減に貢献するとともに、バイクの楽しさの発信・普及活動を通じて、バイク業界及びモータースポーツの健全な発展に寄与することを目的とする。

### 【主な事業(令和7年10月現在)】

- (1) バイク事故及びヘルメットの安全性等をテーマとした研究への助成
- (2) バイクの安全運転に関する教育啓発事業の実施及び助成
- (3) モータースポーツの振興に関する事業の実施及び助成

※ 詳細諸条件は公式サイトにてご確認ください

【公式サイト】 <https://arai-foundation.or.jp/>



## 公益財団法人東亞道路工業協奏財団(令和7年10月30日認定)

### 【事業目的(定款内容)】

自身の将来への展望とそれを実現することでより良い社会の構築に寄与することに強い意欲を持ち、かつ修学に援助を必要とする者に対する奨学支援、スポーツ振興に関する活動に対する支援及び交通安全に資する活動に対する支援を通じ、より豊かに安心して暮らせる社会を次世代に残すことに貢献することを目的とする。

### 【主な事業(令和7年10月現在)】

- (1) 奨学金の支給
- (2) スポーツ振興に関する活動に対する支援助成
- (3) 交通安全に資する活動に対する支援助成
- (4) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

※ 奨学金については令和8年度より開始予定です

※ 詳細諸条件は公式サイトにてご確認ください

【公式サイト】 <https://toaroadfoundation.or.jp/>



## 【事業目的(定款内容)】

学業優秀でありながら経済的な理由により学費の支弁が困難な理工系大学生に向けて奨学金を給付することで、将来社会に貢献し得る有為な人材の育成に寄与することを目的とする。

## 【主な事業(令和8年1月現在)】

1. 理工系大学生に向けた奨学金の給付
2. その他この法人の目的を達成するために必要な事業

※ 前項の事業は、日本全国において行うものとする。



※ 詳細諸条件は公式サイトにてご確認ください

【公式サイト】 <https://tanakatakanori-zaidan.org/>

## 【事業目的(定款内容)】

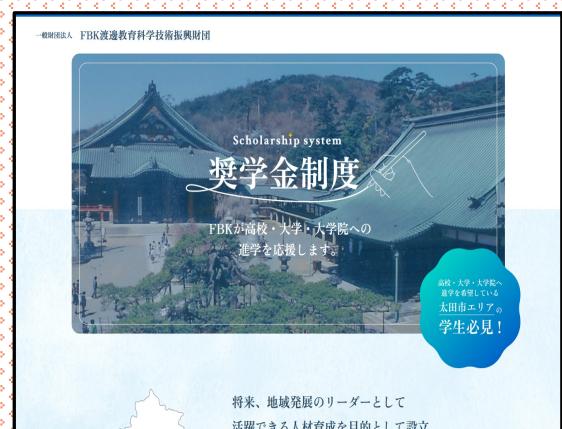
太田市内の高校に在学する生徒並びに太田市出身の大学生及び大学院生のうち、学業優秀かつ品行方正で、将来社会のリーダーとなって活躍することが期待でき、かつ修学に当たって経済的支援を求める者に対し奨学金を給付し、社会有用の人材を育成すること、並びに金属及び樹脂製品に関連する科学技術分野における研究開発、調査及び国内外の交流に対する助成を行うことにより、科学技術の振興を図り、もって群馬県及び我が国の社会・経済の発展に寄与することを目的とする。

## 【主な事業(令和7年12月現在)】

### ○奨学金給付事業

太田市内の高校に在学する生徒並びに太田市出身の大学生及び大学院生の中で、本制度の目的に適合する者に対する奨学金

**特色: 奨学金は給付型であり返済義務はありません**



※ 詳細諸条件は公式サイトにてご確認ください

【公式サイト】 <https://watanabe-est.foundation/>

# 公益認定申請・法人運営相談等について

公益認定申請を予定されている法人、法人運営（事業報告書の書き方、理事会・評議員会の運営、変更認定申請等）についてのご相談は、以下の窓口をご活用ください。

## ■ 公益認定申請・法人運営に関する内閣府相談窓口

### ■ 窓口相談《要事前申込》

これから公益認定の申請に着手される一般社団法人及び一般財団法人を対象に窓口相談を実施しています。

詳細につきましては、下記のホームページをご覧ください。

公益法人information  
トップページ→「窓口相談」  
電話 03(5403)9669

### ■ 電話相談

公益認定の申請や公益法人の運営に関し、専門相談員による電話相談を実施しています。

電話 03(5403)9669  
時間 平日10時～16時45分



### ■ 電子申請システムに関するお問い合わせ

電子申請システムの操作方法、エラーの解決方法などの相談に応じています。

電話 03(5403)9587  
03(5403)9527  
平日 9時～12時  
13時～17時30分  
(12時～13時は対応していません。)

## ■ 公益認定申請及び公益法人の運営等に関する相談会

内閣府が委嘱する相談員（弁護士、公認会計士等）による無料の相談会を開催いたします。

令和8年1月下旬～2月開催の相談会は下記のとおりです。※相談時間：50分《要事前申込》

- 1月30日（金）第13回相談会 対面方式 仏教伝道センター8階「和」（東京都港区芝4-3-14）
- 2月17日（火）第14回相談会 オンライン方式

※ 第14回相談会については、1月下旬より募集を開始する予定です。

今後のスケジュール、開催地等の詳細は、公益informationホームページ→「委員会等からの情報を知る」→「各種イベント等のお知らせ・スケジュール」→「セミナー、相談会、フォーラム」

## ■ 国・都道府県公式公益法人行政総合情報サイト「公益法人information」<<https://www.koeki-info.go.jp/>>について



各ページ右上の「電子申請窓口」からログインできます。

公益法人制度に関する各種情報を掲載しています。個別の公益法人の検索もできます。



是非、YouTubeご覧ください。



各種SNS・メールマガジンで、公益法人に関する情報発信を行っています。